

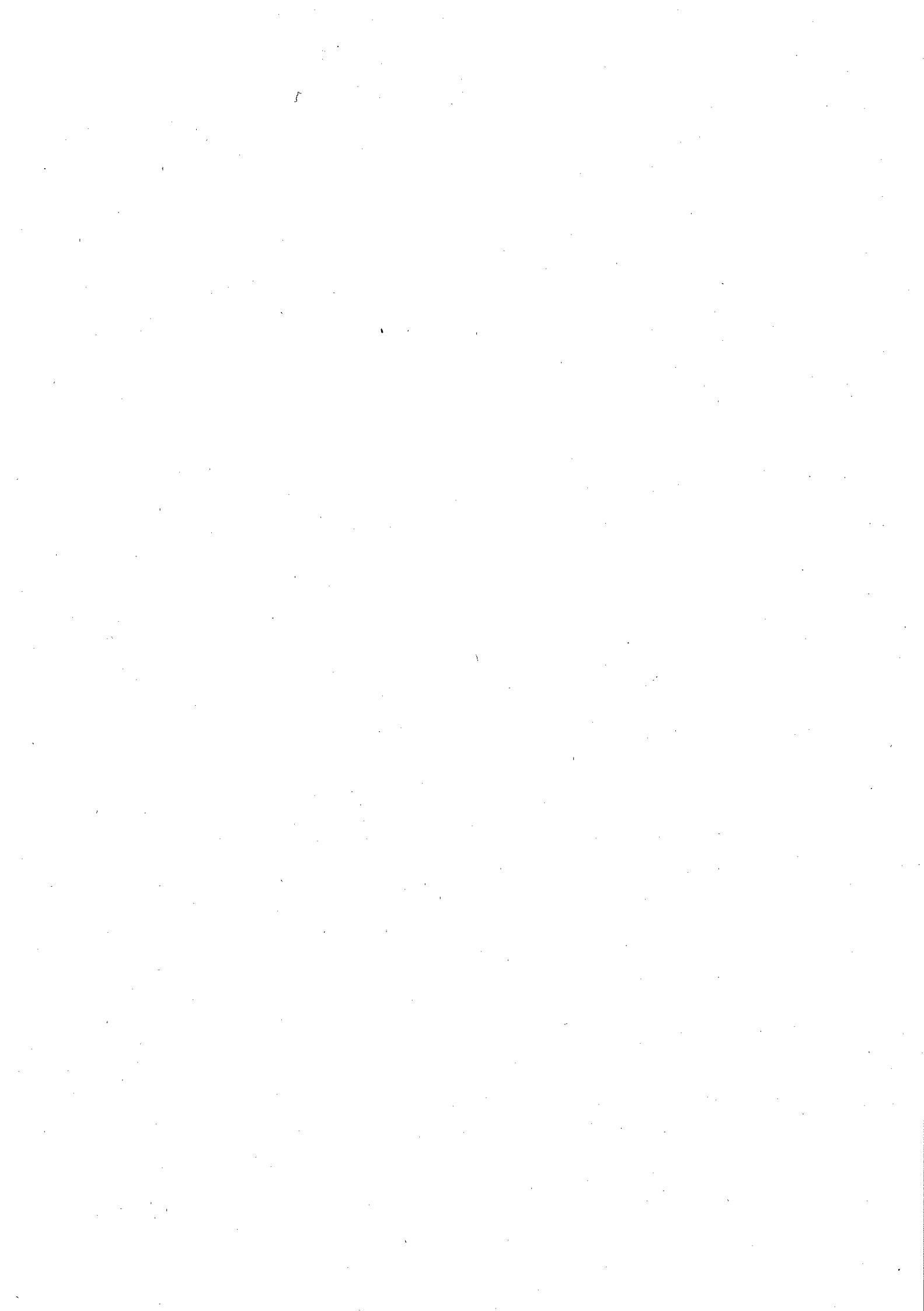
監報 29-5

平成29年6月1日

豊岡市監査委員 上野和美
豊岡市監査委員 升田勝義

定期監査・行政監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査・行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。



定期監査・行政監査結果報告書

I 監査の対象

◎教育委員会所管施設

新田小学校、中筋小学校、城崎小学校、竹野小学校、中竹野小学校、竹野南小学校
城崎中学校、竹野中学校、出石中学校、但東中学校
西保育園、森本へき地保育園

II 監査の期間

平成 29 年 4 月 17 日から同年 5 月 15 日まで

III 監査の目的と範囲

今回の監査は、上記の教育委員会所管にかかる施設を対象に、予算執行その他の事務の処理状況、現金及び物品の出納・保管状況並びに施設設備の管理状況等を重点として、平成 29 年 3 月末日現在の資料をもとに、それぞれの事務が関係法令に準拠し、かつ的確に行われているかを監査した。

監査対象施設及び所管課から監査資料、関係帳簿及び書類の提出を求め、抽出して調査するとともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

平成 29 年 5 月 9 日及び 10 日には、監査委員による説明の聴取を実施した。

※監査は、多根前監査委員、上野監査委員及び升田監査委員により実施した。

IV 監査の結果

監査の結果については、おおむね良好な事務処理がなされているものと認められたが、一部に改善や検討を要する点が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じ適正な事務処理に努められたい。

なお、指摘事項、検討事項及び要望事項は「9. 監査の総括及び所見」に述べているところであるので、これらの指摘事項等に関しては早急な改善及び検討を求める。

また、軽易な注意事項等についてはその都度口頭で改善指導したので、記述を省略した。

以下、監査対象施設における監査結果は次のとおりである。

文中及び各表中の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入により端数処理した関係上、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

◎教育委員会

—新田小学校、中筋小学校、城崎小学校、竹野小学校、中竹野小学校、竹野南小学校—
—城崎中学校、竹野中学校、出石中学校、但東中学校—
—西保育園、森本へき地保育園—

1. 小学校の概要

各小学校の概要は次のとおりである。

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

学 校 名	職員数	児童数	学級数	設立年度	現 施 設 建築年度	敷地面積	建 物 延床面積
新田小学校	17人	189人	8学級	昭和3年度	昭和55年度	22,556m ²	4,809m ²
中筋小学校	13人	98人	6学級	明治38年度	平成2~4年度	14,206m ²	3,345m ²
城崎小学校	21人	149人	9学級	大正15年度	平成元年度	12,832m ²	5,949m ²
竹野小学校	22人	114人	9学級	明治5年度	昭和36年度	11,228m ²	3,517m ²
中竹野小学校	10人	32人	5学級	明治7年度	昭和33年度	8,475m ²	1,328m ²
竹野南小学校	10人	26人	4学級	昭和62年度	昭和62年度	32,183m ²	3,366m ²

※ 職員数には事務職員、校務員等を含む。

2. 小学校予算の執行状況

各小学校へ配当された小学校管理費等の予算の執行状況(平成 29 年 3 月 31 日現在) は、次のとおりである。

(単位 : 千円)

区 分	新 田 小 学 校		中 筋 小 学 校		城 崎 小 学 校	
	予 算 額	執 行 済 額	予 算 額	執 行 済 額	予 算 額	執 行 済 額
学校振興費	32	32	32	32	32	32
小学校管理費	5,782	5,257	4,494	4,205	5,415	4,655
需用費	5,291	4,822	4,035	3,791	4,842	4,175
消耗品費	(1,181)	(974)	(884)	(884)	(1,101)	(1,089)
食糧費	(4)	(0)	(4)	(5)	(4)	(2)
印刷製本費	(40)	(30)	(30)	(3)	(39)	(4)
修繕料	(334)	(555)	(310)	(430)	(345)	(216)
燃料費	(1,277)	(750)	(758)	(560)	(107)	(86)
光熱水費	(2,455)	(2,513)	(2,049)	(1,909)	(3,246)	(2,778)
役務費	213	158	195	154	287	220
備品購入費	278	277	264	260	286	260
小学校教育振興費	121	121	192	176	230	177
需用費(消)	121	121	106	106	127	85
備品購入費	0	0	86	70	103	92
合 計	5,935	5,410	4,718	4,413	5,677	4,864

(単位：千円)

区分	竹野小学校		中竹野小学校		竹野南小学校	
	予算額	執行済額	予算額	執行済額	予算額	執行済額
学校振興費	32	32	32	32	31	31
小学校管理費	4,405	4,169	3,075	2,593	3,074	2,388
需用費	5,038	4,777	3,553	3,041	3,540	2,794
消耗品費	(998)	(801)	(653)	(662)	(605)	(631)
食糧費	(4)	(0)	(3)	(3)	(3)	(1)
印刷製本費	(35)	(22)	(23)	(9)	(23)	(8)
修繕料	(345)	(567)	(298)	(303)	(286)	(300)
燃料費	(565)	(585)	(516)	(486)	(668)	(426)
光熱水費	(2,458)	(2,194)	(1,582)	(1,130)	(1,489)	(1,022)
役務費	229	204	222	194	217	158
備品購入費	404	404	256	254	249	248
小学校教育振興費	234	234	174	168	174	160
需用費(消)	129	129	96	96	96	96
備品購入費	105	105	78	72	78	64
合計	5,304	5,043	3,759	3,241	3,745	2,985

各小学校での歳出予算科目は、学校振興費（学校振興事業費、学校・家庭・地域連携推進事業費）、小学校管理費（学校運営事業費、学校施設管理費）、小学校教育振興費（教材備品費）であり、各小学校に対し均等割・級割・児童割等で教育委員会事務局（教育総務課及びこども教育課）から各小学校へ一部予算配当し、小学校ごとに予算執行している。

小学校管理費の修繕料として各小学校で執行しているものは、主に小規模な修繕であり、その他の修繕については、教育総務課が各小学校の実情を把握し、緊急性、必要性等を考慮する中で、直接予算執行している。

また、小学校教育振興費は、文具教材経費等であり、消耗品費と教材備品購入費の一部をこども教育課から各小学校へ予算配当し、小学校ごとに予算執行している。

3. 中学校の概要

各中学校の概要は次のとおりである。

(平成29年3月31日現在)

学校名	職員数	生徒数	学級数	設立年度	現施設建築年度	敷地面積	建物延床面積
城崎中学校	16人	75人	5学級	昭和22年度	平成7年度	20,069m ²	5,352m ²
竹野中学校	19人	106人	5学級	昭和22年度	平成8年度	39,891m ²	6,281m ²
出石中学校	31人	259人	10学級	昭和22年度	平成10年度	33,500m ²	8,692m ²
但東中学校	17人	87人	4学級	平成16年度	平成16年度	35,441m ²	6,791m ²

※ 職員数には事務職員、校務員等を含む。

4. 中学校予算の執行状況

各中学校へ配当された中学校管理費等の予算の執行状況(平成29年3月31日現在)は、次のとおりである。

(単位:千円)

区分	城崎中学校		竹野中学校		出石中学校	
	予算額	執行済額	予算額	執行済額	予算額	執行済額
学校振興費	31	30	32	32	31	31
中学校管理費	6,507	5,955	6,957	6,778	11,629	10,172
需用費	5,559	4,789	5,778	5,001	10,241	8,864
消耗品費	(1,215)	(1,211)	(1,317)	(1,188)	(2,031)	(1,855)
食糧費	(4)	(1)	(4)	(4)	(4)	(4)
印刷製本費	(70)	(24)	(76)	(5)	(115)	(9)
修繕料	(679)	(795)	(678)	(900)	(931)	(1,212)
燃料費	(49)	(82)	(496)	(485)	(1,710)	(1,507)
光熱水費	(3,542)	(2,676)	(3,207)	(2,419)	(5,450)	(4,277)
役務費	274	242	378	314	585	515
備品購入費	674	924	801	1,463	792	780
公課費	0	0	0	0	11	13
中学校教育振興費	284	268	284	284	351	342
需用費(消)	158	158	158	158	195	194
備品購入費	126	110	126	126	156	148
合計	6,822	6,253	7,273	7,094	12,011	10,545

(単位:千円)

区分	但東中学校	
	予算額	執行済額
学校振興費	31	31
中学校管理費	6,902	6,166
需用費	5,933	5,254
消耗品費	(1,216)	(1,321)
食糧費	(4)	(4)
印刷製本費	(70)	(11)
修繕料	(653)	(801)
燃料費	(77)	(74)
光熱水費	(3,913)	(3,043)
役務費	318	278
備品購入費	651	634
公課費	0	0
中学校教育振興費	255	252
需用費(消)	150	147
備品購入費	105	105
合計	7,188	6,449

各中学校での歳出予算科目は、学校振興費（学校振興事業費、学校・家庭・地域連携推進事業費）、中学校管理費（学校運営事業費、学校施設管理費）、中学校教育振興費（教材備品費）であり、各中学校に対し、均等割・級割・生徒数割等で教育委員会事務局（教育総務課及びこども教育課）から各中学校へ一部予算配当し、中学校ごとに予算執行している。

中学校管理費の修繕料として各中学校で執行しているものは、主に小規模な修繕であり、その他の修繕については、教育総務課が各中学校の実情を把握し、緊急性、必要性等を考慮する中で、直接予算執行している。

また、中学校教育振興費は、文具教材経費等であり、消耗品費と教材備品購入費の一部をこども教育課から各中学校へ予算配当し、中学校ごとに予算執行している。

5. 小学校及び中学校における主な取組状況

各小学校及び中学校においては、「ふるさと豊岡を愛し 夢の実現に向け挑戦する子どもの育成～夢実現力（なりたい自分になるためにがんばりぬく力）を子どもたちに～」を基本理念とする「第3次とよおか教育プラン」に則り、それぞれ重点目標並びに学校運営・教育の方針を具体的に打ち立て、家庭や地域の支援も受ける中で、その実現に向けた取組に努めている。

（1）英語教育

英語教育については、全ての小・中学校においてALT（外国語指導助手）を配置し、教師とのチームティーチング（複数の教師が協力して教育指導にあたる方式）を行っている。

また、モデル校においては、小中一貫教育の中に組み入れ、系統性と一貫性のあるカリキュラムで英語指導を行うなど、国の制度改革に先駆けた教育を実施している。

（2）いじめ対策

いじめ対策については、毎月1回「いじめアンケート」を実施するとともに小学校3年生以上の全児童・生徒にアセス（心理検査）調査を行い、いじめや問題行動の未然防止、早期発見及び早期対応につながる取組を行っている。

（3）不登校

不登校の児童生徒のいる学校があるが、“子どもに寄り添う”を基本にスクールカウンセラー及びこども支援センターと連携しながら、学校を挙げてその対応と解消に努力している様子が伺えた。

（4）SNS対策

平成28年度くらしのアンケートによれば、自宅でインターネットをしているが、全小学生で62.3%、全中学生で90.7%となっている。

インターネット接続端末を介した犯罪被害者の低年齢化、子どもの健康や発育、学習への影響などが社会問題になっているが、その対策として専門的講師を招き、児童・生徒並びに保護者に対して「SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」に係る研修及び注意喚起を実施していることは有益有効である。

（5）ICT教育

情報化社会に対応した教育用コンピューター（タブレット含む）の導入が進んでいる。ICT（情報コミュニケーション技術）を活用した教材研究、指導の準備、授業中の活用など、各学校において有効活用への模索が続いている。

授業のねらいを達成するため、情報モラルに留意しつつ、児童・生徒及び教職員のICT活用能力向上への取組が望まれる。

今後、少子化の影響からすべての学校において、児童・生徒数は減少傾向になるが、引き続き、学校並びに地域の特性を活かし、「とよおか教育プラン」の基本理念を実現するため、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を深く自覚し、より強い連携のもと基本理念の共有と実践に努められることを期待する。

6. 保育園の概要

各保育園の概要是次のとおりである。

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

区分	西 保 育 園	森本へき地保育園
設立年度	昭和 46 年度	昭和 38 年度
現施設建築年度	平成 18 年度	昭和 44 年度
敷地面積	2,463 m ²	1,572 m ²
建物延面積	1,142 m ²	410 m ²
建物の構造	木造平屋建て	木造平屋建て
集会・保育室数	9 室	4 室
職員体制	30 名 〔園長 1、園長補佐 1、主任 5、保育士 4、給食員校務員 4、臨時保育士 14、栄養士 1〕	5 名 〔園長 1 (こども育成課職員が兼務)、園長補佐 1、臨時保育士 2、パート保育補助員 1〕
園児数定員	150 名	20 名
園児数	0 歳児	14 名
	1 歳児	21 名
	2 歳児	26 名
	3 歳児	39 名
	4 歳児	34 名
	5 歳児	27 名
	計	161 名
		9 名

7. 保育園予算の執行状況

各保育園へ配当された公立保育所費の予算の執行状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	西 保 育 園		森本へき地保育園	
	予算額	執行済額	予算額	執行済額
需用費	16,575	15,457	1,463	1,432
消耗品費	(2,472)	(2,284)	(331)	(511)
賄材料費	(10,132)	(9,820)	(583)	(400)
燃料費	(0)	(3)	(142)	(124)
光熱水費	(3,629)	(2,928)	(206)	(200)
修繕料	(342)	(422)	(201)	(197)
役務費	268	241	132	116
使用料及び賃借料	49	36	24	23
原材料費	20	20	20	0
計	16,912	15,754	1,639	1,571

各保育園の歳出予算科目は、公立保育所費（保育所管理費（保育園の管理経費）、児童保育運営事業費（園児を保育するために必要な経費）、一時保育事業費）であり、保育園の実情等を勘案する中で、こども育成課から各保育園へ予算配当し、保育園で予算執行されている。施設にかかる修繕については、こども育成課が保育園の実情を把握し、緊急性、必要性等を考慮して、直接予算執行している。

8. 保育園における主な取組状況

各保育園においては、就学前の教育・保育計画「スタンダード・カリキュラム」や「すぐすぐプログラム—5つの育てたい力ー」を指導の基本とし、それぞれの園で保育理念を定め、「めざすこども像」及び「教育・保育目標」、「教育・保育方針」並びに年齢に応じた年間目標をきめ細かく設定し、発達段階に合った保育活動がなされている。

特別保育事業については、障害児保育、早朝・延長保育、一時保育事業を行い、利用者のニーズに応えるよう努力している。

また、園外保育を通じての各種の体験、施設の立地等の状況に応じ近隣の施設及び小学校並びに地域の各年代層の住民との交流を実施し、園の行事として定着が見られ、地域とのコミュニケーションが図られている。

保育園においても就学前の英語活動として「英語遊び保育」を試行するとともに、「からだの力の育成」のための運動遊びやボランティアによる絵本や紙芝居の読み聞かせなど、園児の基礎力の育成に向けての保育が実践されている。

幼児期の教育及び保育の充実は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものである。引き続き、望ましい生活習慣の定着へ向けての保育並びに特色ある幼児期の教育への取組を期待する。

9. 監査の総括及び所見

<小学校及び中学校>

小学校及び中学校における指摘事項等については、下記のとおりである。

〔指摘事項〕

(1) 学校施設の使用（学校開放）について

学校施設の使用については、「学校施設の使用料の徴収に関する条例」、「学校施設の使用料の減免及び還付に関する規則」及び「学校施設の使用に関する規則」の規定に基づき適正な事務処理並びに厳格かつ適正な運用を行うべきである。

監査の際に、一部の学校並びに事務手続きにおいて、下記の事例が見受けられた。

学校施設の使用料の減免及び還付に関する規則第2条第1項第2号では、学校施設に利用団体として教育委員会が定めた団体の利用について、全額免除の対象となる。ただし、屋内運動場の利用については、照明施設の費用相当額を除くとされ、また、使用料の減免については、第2項において減免申請に基づくと規定されている。

しかしながら、教育委員会が定めた団体であるかどうかの確認の有無もなく、従来からの慣例により地元団体利用の場合は、費用の徴収は行わず全額免除としている。また、免除対象団体が使用する際にも、事前に減免申請書の提出がなされていないものも確認した。

〔検討事項〕

(1) 学校施設の開放に係る申請等一連の事務処理について、市全体で統一したルール並びに仕組みづくりが必要である。

① 学校施設の使用に係る一連の事務処理については学校ごとに対応が異なっており、学校現場においては教育委員会が定めた団体も把握できていない状況も見受けられた。

その結果、上記の指摘事項の事例が発生している要因とも推察される。

② 特に使用料を徴収する場合、学校現場の実態を勘案すれば難しいと考えられる。したがって、現在の制度運用を再検討（例：窓口を学校ではなく、各振興局もしくは近隣のコミュニティセンターが行う等統一する）すべきであると思われる。

(2) 修繕料の執行については、小・中学校と教育委員会双方の事務の省力化や効果的・効

率的・緊急的に対応できるような仕組み並びに一定のルールづくりが必要である。

- ① 学校への修繕料の配当については、教育総務課及びこども教育課の両課分をそれぞれ配当している。学校経営及び運営の視点での一体的な評価ができると、併せて事務の簡素化を図る上でも両課分をまとめることが望ましいと思われる。
- ② 修繕の発注するタイミングについては、学校ごとにバラバラとその都度発注している事例が見受けられる。ある程度まとめて一括して発注するなど、経費節減のための創意工夫が必要と考える。
- ③ 学校現場においては事前に修繕必要箇所を把握し、職員間でその危険度等の認識を共有し、予算時期にはその緊急度等により教育委員会に対し予算要求を行うなど、学校内での一定のルールが必要と考える。

その中で、年次的に対応していくものなどの分別を行い、一時期に修繕費が高騰しないよう配慮するなど、学校施設全体をマネジメントする視点が大切である。

- (3) 空き教室については、今後少子化が進む中で更に増加するものと考えられる。今後の空き教室のあり方について、検討が必要である。

- ① 監査の際に、実質空き教室と思われるが、複式学級がある小学校では、科目・授業内容等によって2室を使用しているケースや補充学習に利用しているなどの実態が見受けられた。

また、中学校においても新学習システム（英語・数学）への対応、小中一貫教育や班別活動という位置づけで、児童・生徒へのきめ細かな教育を行うという趣旨のもと空き教室を利用しているが、空き教室があるから使用しているとも思われる。

- ② 教室を使用し、維持するには別途光熱水費等も必要であり、真に児童・生徒にとつて必要なものなのか、他校との教育のバランスはどうかなど、市全体で実態を把握し、一定の方向性を示す必要があると考える。

＜保育園＞

保育園における指摘事項等については、下記のとおりである。

〔指摘事項〕

- (1) 延長保育料（時間外保育料）について

延長保育料（時間外保育料）の徴収に関し、納付書の納付期限の未記入並びに受領した現金を会計課で収納するという一連の事務処理が的確になされていない状況が見受けられた。

延長保育料に係る請求から納付・収納に至る事務については、他の公立認定こども園でも同様の保育を実施していることから、早急に一連の事務処理フローをマニュアル化し、統一的な事務処理を行うべきである。

〔検討事項〕

- (1) 遊具の点検について、マニュアルの内容の再検討が必要である。

- ① 各園とも遊具については、従来の「点検マニュアル」に基づき月1回定期的に点検がなされているが、その点検方法は、主に職員による目視点検である。

遊具は園児が頻繁に使用するものであり、日頃から徹底した安全確保に努めなければならない。また、適宜適切に早めにメンテナンスを行うことにより、過度に集中した遊具更新時期を避けるなど、財政的な平準化にもつながる。

- ② 遊具によって点検方法も異なると考えられるため、保育士ができる点検方法、専門家における数年に一度の点検など、点検方法及び時期等を統一的に示す必要があると考える。

(2) 修繕料の執行については、保育園と教育委員会双方の事務の省力化や効果的・効率的・緊急的に対応できるような仕組み並びに一定のルールづくりが必要である。

① 保育園の修繕については、園が自主的に執行しているもの及びこども育成課が対応しているものがある。園の経営及び運営の視点での一体的な評価ができると併せて事務の簡素化を図る上でも一定のルールの策定等が望ましいと思われる。

② 園においては修繕必要箇所を把握し、職員間でその危険度等の認識を共有し、予算時期にはその緊急度等により教育委員会に対し予算要求を行うなど、園内での一定のルールが必要と考える。

その中で、年次的に対応していくものなどの分別を行い、一時期に修繕費が高騰しないよう配慮するなど、園施設全体をマネジメントする視点が大切である。

＜共通事項＞

保育園及び小・中学校の共通の指摘事項等については下記のとおりである。

【指摘事項】

(1) 物品及び備品の中で、遊休物品並びに死蔵物品の整理の徹底が必要である。

① 一部の学校で、現物は使用不可だが台帳記載があるなど、備品管理台帳が加除整理できていないことが見受けられた。備品管理台帳については、随時更新を図るとともに、遊休・死蔵物品については、適宜・適切な処分を行うこと。また、物品取扱規則に基づく適切な管理（シールの貼付等）が必要である。

② 寄附物品の中で備品相当と判断されるものについては、備品管理台帳に登録し、適正な維持管理を行うべきである。

(2) 学校徴収金の適正な管理並びに会計監査の実施の徹底が必要である。

① 学校徴収金について、一部学年費が未精算の小学校が見受けられたが、当該年度内に精算すべきである。

② 学校徴収金については「学校徴収金事務取扱要綱」第13条に基づき、すべての学校徴収金について監査を受けなければならないと規定されている。しかしながら、一部の小・中学校においては、会計監査が実施されていない事例が見受けられた。

【検討事項】

(1) 不審者等に係る安全対策について、全市的な対応が必要である。

① さすまたや県警ホットラインが保育園、小・中学校に配備されているが、これらを使用した防犯（不審者対策）訓練等が実施されていない学校園がある。また、さすまたについては、施設によっては生徒数・職員数と比較すると本数のバラツキが見られ、職員に対してその使用方法が周知されていないことが見受けられた。

② 学校園によって、来訪者の取扱に差異がある。受付名簿に記入し来訪者名札を配布するところ、受付名簿の記入のみのところ、まったくないところ、オープンスクールや授業参観時のみ名札着用など、まちまちの対応状況である。特に小・中学校では全市的な統一基準による対応が必要と思われる。

(2) 学校園施設のセキュリティ対策について、全市的な検討が必要である。

セキュリティ対策として施設毎に警備サービス会社のセキュリティシステムを導入しているが、各学校園で設定している部屋数に差異がある。学校園での重要書類や貴重品等の取扱・保管状況も含めて実態調査を行い、そのあり方について検討が必要であると思われる。

〔要望事項〕

(1) 給食費について、滞納が発生し未収金が生じている小・中学校が存在している。その解消に向け、個別懇談会や家庭訪問等で催告を行っているが、負担の公平性を図るために引き続き、会計規則や豊岡市債権に関する条例及び豊岡市債権管理マニュアルに基づき、滞納解消に向けての一層の努力と工夫並びに台帳整理、交渉経過等の記録など、適切な債権管理を行うよう要望する。